

第 4 章

|| || || || || || || || || || || || || || || || || || || || || ||

災 害 予 防 計 画

|| || || || || || || || || || || || || || || || || || || || || ||

第4章 災害予防計画

災害対策の計画的を推進するため、災害予防に重要な危険区域の設定、必要な施設の整備及び訓練等については、本計画の定めるところによる。

第1節 河川災害、高波・高潮災害予防計画

本町を流れる羽幌川をはじめ、集中豪雨や春先の融雪等により氾濫する危険性がある。また、沿岸部の地形条件から、高潮、波浪災害を受けやすいため、河川災害、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を継続して推進する。

1 河川災害予防

町は、道において把握している重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域（別表1～4）に基づき、住民への周知に努めるとともに、町独自に、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

避難路上の障害物等の把握

指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

2 高波・高潮災害予防

町は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

別表 1

水 防 区 域 及 び 整 備 計 画

羽 幌 町

番 号		危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
一 連	図 面	地区名	水系名	河川名	流心距離 km	危険区域 延長 m	災害の 要因	住 家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	そ の 他 畑	実 施 機 関	概 要
1	1	中 央	羽幌川	2級 羽幌川	河口から 0~4.9	両岸 4,900	溢 水	100			田 700.0 畑 300.0	北海道	完 成
2	2	築 別 上 築	築別川	2級 チライベツ川	合流点から 0~4.5	両岸 5,200	溢 水	13			田 1.6 畑 4.0	北海道	完 成

(平成16年4月1日現在)

別表 2

地 す べ り ・ が け 崩 れ (急 傾 斜 地) 等 危 険 区 域 及 び 整 備 計 画

羽 幌 町

番 号		危 険 区 域 の 現 況			予 想 さ れ る 被 害				法 令 等 に お け る 指 定 状 況				整 備 計 画			
一 連	図 面	地区名	場 所	危険区域 面積 ㎡	住 家 (戸)	公 共 施 設 (棟)	道 路	その他	指 定 機 関	法 令 名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域 との関連		実 施 機 関	概 要
													全部	一部		
1	3	平	平	34.0				2 級河川 羽幌川100m							北海道	計画検討中
2	4	上羽幌	羽幌御料	51.6				2 級河川 羽幌川100m							北海道	計画検討中
3	5	上羽幌	羽幌御料	61.9				2 級河川 羽幌川1300m							北海道	計画検討中
4	6	上羽幌	奥羽幌	149.1	7		道々 400m								北海道	計画検討中
5	7	上羽幌	上羽幌	45.71			林道 700m								北海道	完成済
6	8	上羽幌	上羽幌	17.0			林道 900m								北海道	完成済
7	9	上羽幌	上羽幌	35.0				2 級河川 羽幌川300m							北海道	完成済
8	10	築別炭鉱	築別炭鉱	20.0			道道 2,000m								北海道	完成済
9	11	天売	弁天	420 m	1 8		町道 230m								北海道	計画検討中 昭和48年12月14日 土砂崩壊防備保安 林指定
10	12	焼尻	東浜	610 m	3 4		町道 500m								北海道	完成済
11	13	天売	前浜			漁港施 設 330 m									北海道	完成済

(平成16年4月1日現在)

別表3(その1)

高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画

羽幌町

番号		危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
一連	図面	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
1	14	羽幌	2,000	1,380	1,102	高津波	600	漁協 1 ビ・チハウス 1 両島運輸		水産施設 2	北海道	海岸法	54.10.20	3,451			羽幌町	長期計画あり (高上げ)
2	15	汐見	3,570	3,570	3,465	高津波	12				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	計画なし
3	16	築別	3,710	3,150	1,505	高津波	44				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	計画なし
4	17	栄町	2,665	2,330	294	高津波	382				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	長期計画あり (離岸堤)
5	18	北町	540	540	0	高津波	10				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	計画なし
6	19	天売弁天	1,810	1,030	177	高津波	35				北海道	海岸法	45.11.19	2,822			羽幌町	計画なし
7	20	天売前浜	520	520	406	高津波	60				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	計画なし
8	21	焼尻豊崎	1,360	1,260		高津波	43				北海道	海岸法	45.11.19	2,822			羽幌町	計画なし
9	22	焼尻東浜	2,070	1,400		高津波	45				北海道	海岸法	45.11.19	2,822			羽幌町	計画なし
10	23	焼尻白浜	4,130	4,130		高津波	19				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	計画なし

(平成16年4月1日現在)

別表3(その2)

高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画

羽幌町

番号		危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
一連	図面	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
11	24	焼尻西浦	2,690	2,455	61	高津波	61				北海道	海岸法	46.2.8	302			北海道	計画なし
12	25	天売富磯	460	460	633	高津波	60				北海道	海岸法	36.5.30	1,228			北海道	計画なし

(平成16年4月1日現在)

別表4(その1)

土石流危険渓流区域及び整備計画

羽幌町

番号		危険区域							予想される被害				整備計画		
一連	図面	地区名	水系名	河川名	溪流名	平成11年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号・ 年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 等	実施 機関	概要
							溪流長	面積							
1	26	緑町	羽幌川	羽幌川	緑町の 沢川	-52-0210	km 0.48	㎡ 0.10	無	18		町道 0.35 km		北海道	計画検討中
2	27	焼尻	東沢川	東沢川	東沢川	-52-0220	0.22	0.05	無	10	宿泊施設 1	道道焼尻 島線 0.35 km 町道 0.14 km		北海道	計画検討中
3	28	焼尻	新海沢川	新海沢川	新海沢川	-52-0230	0.98	0.45	有	2	官公署 1 宿泊施設 1	道道焼尻 島線 0.08 km		北海道	昭和60年1月26日第101号 完成
4	29	焼尻	豊崎2 沢川	豊崎2 沢川	豊崎2 沢川	-52-0240	0.24	0.05	有	3	教育施設 1	道道焼尻 島線 0.06 km		北海道	昭和63年2月18日第212号 完成
5	30	焼尻	豊崎1 沢川	豊崎1 沢川	豊崎1 沢川	-52-0250	0.17	0.05	有	3	教育施設 1	道道焼尻 島線 0.08 km		北海道	昭和60年1月26日第101号 完成
6	31	焼尻	西4号 沢川	西4号 沢川	西4号 沢川	-52-0260	0.53	0.16	無	1	寺 1	道道焼尻 島線 0.07 km		北海道	計画検討中
7	32	焼尻	西1浦 号川	西1浦 号川	西1浦 号川	-52-0280	0.16	0.08	無	3	官公署 1	道道焼尻 島線 0.09 km		北海道	計画検討中
8	33	天売	和沢浦 川	和沢浦 川	和沢浦 川	-52-0340	0.46	0.17	有	12	官公署 1 宿泊施設 1	道道天売 島線 0.08 km 町道 0.12 km		北海道	昭和60年1月26日第101号 昭和61年10月28日第1715号 平成8年8月13日第1681号 完成

(平成16年4月1日現在)

別表4(その2)
土石流危険渓流

土石流危険渓流区域及び整備計画 羽幌町

番号		危険区域							予想される被害				整備計画		
一連	図面	地区名	水系名	河川名	渓流名	平成11年度 渓流番号	渓流概況		砂防指定地 指定番号・ 年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 等	実施 機関	概要
							渓流長	面積							
1	34	曙	築別川	築別川	第1曙 の沢川	-52-0170	km 0.33	㎡ 0.05	無	1		道道築別 炭坑築別 停車場線 0.12 km		北海道	計画検討中
2	35	上築	築別川	チライ ベツ川	築別の 沢川	-52-0180	0.30	0.06	無	1		町道 0.13 km		北海道	計画検討中
3	36	平	羽幌川	羽幌川	平の沢 川	-52-0190	0.42	0.08	無	1		道道上羽 幌羽幌停 車場線		北海道	計画検討中
4	37	寿町	羽幌川	六線川	寿町の 沢川	-52-0200	0.18	0.03	無	1		町道 0.13 km		北海道	計画検討中
5	38	焼尻	西2号 沢川	西2号 沢川	西2号 沢川	-52-0270	0.54	0.18	無	2		道道焼尻 島線 0.10 km		北海道	計画検討中
6	39	焼尻	西1号 沢川	西1号 沢川	西1号 沢川	-52-0290	0.22	0.13	無	2		道道焼尻 島線 0.06 km		北海道	計画検討中
7	40	焼尻	西浦 2号 沢川	西浦 2号 沢川	西浦 2号 沢川	-52-0300	0.12	0.07	無	2		道道焼尻 島線 0.09 km		北海道	計画検討中
8	41	天売	三吉 神社の 沢川	三吉 神社の 沢川	三吉 神社の 沢川	-52-0310	0.28	0.11	無	2		道道天売 島線 0.08 km		北海道	計画検討中
9	42	天売	相影 の沢川	相影 の沢川	相影 の沢川	-52-0320	0.40	0.44	無	4		道道天売 島線 0.08 km		北海道	計画検討中
10	43	天売	富磯 川	富磯 川	富磯 川	-52-0330	0.28	0.23	無	3		道道天売 島線 0.07 km		北海道	計画検討中

(平成16年4月1日現在)

第2節 積雪・寒冷対策計画

異常降雪時において迅速的確な除（排）雪を実施し、道路交通の確保を図り、又予想される孤立地域、或いはなだれ発生地域等における食料確保及び急患対策等の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 除（排）雪路線の実施分担

除（排）雪路線は、次の区分により実施分担する。なお、道路除（排）雪基準は実施機関の定めるところによる。

国道路線の除（排）雪は、留萌開発建設部が行う。

道々路線の除（排）雪は、留萌土木現業所が行う。

町道路線の除（排）雪は、羽幌町が行う。

2 町道の交通確保

異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除（排）雪を実施するものとし、路線の緊急順位は次のとおりとする。

ア 消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

イ 公共施設に通ずる町道

ウ バス路線となっている町道

エ 通学用道路となっている町道

オ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

町長は雪害の規模等により町有の除雪機械等のみでは除（排）雪を実施することができないと認めるときは、必要な除雪機械等を確保するため、公共団体、民有の除雪機械の借り上げについてあらかじめ協議するものとする。

3 通信施設の雪害対策

電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、N T T東日本旭川営業支店は施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力（株）羽幌営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

5 積雪時に於ける消防対策

消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

6 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生危険箇所防止柵の施設を行い、また表示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

7 雪に強いまちづくりの推進

家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

積雪期における避難場所、避難路の確保

ア 自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の相互扶助体制の確立

イ 積雪期における避難場所、避難路の確保

8 寒冷対策の推進

避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第3節 融雪災害対策計画

融雪による河川の溢水、低地の浸水等の災害については、水防計画に定めるほか、本計画の定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、気象官署関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予想に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

第4章第1節に定める水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

出水想定地域を管轄する消防機関及び建設対策部において、常時巡視警戒を行いその状況を随時責任者に報告するものとする。

建設対策部及び関係機関は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に現有水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

5 住民に対する水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第4節 水防計画

水防管理者である町長は、洪水に際し水災を警戒し、これによる被害の軽減を図り、公共の安全を保持するための計画を次のとおり定める。

1 水防組織

水防に関する組織は、第2章第2節 災害対策本部及び第3節 住民組織等の活用に定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理するものとして、水防事務の総括は（総務課）で行うものとする。

2 水防本部の所轄事務

水防に関する事務は第2章第2節 災害対策本部に定めるところに準じ所轄するものとする。

3 予警報の伝達及び通信連絡

第3章 情報通信計画 第1節 気象警報等の伝達計画、第2節 災害通信計画に定めるところに準じ行うものとする。

4 配備及び体制

町の配備及び動員

第2章第2節 災害対策本部の定めるところに準じ行うものとする。

5 水防区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に警戒を要する区域は第4章 第1節 第1号別表のとおりである。

6 水位、雨量の観測及び通報連絡

水位の連絡

水位観測所

羽幌二股ダム管理事務所 2 - 3905

雨量の連絡

雨量観測所

羽幌二股ダム管理事務所 2 - 3905

留萌測候所 42 - 0418

水位、雨量の観測通報を受領した者（休日、夜間等にあつては日直員、警備員）は総務対策部長に伝達するものとする。

ア 総務対策部長は、状況により必要あるときは職員に周知させるとともに、関係機関に連絡するものとする。

7 水防倉庫及び水防用資材の備蓄

水防倉庫及び水防用資材は常に整備し、数量等を確認しておくものとする。なお、備蓄の場所及び資機材は別表のとおりである。

8 水防区域を防御するための区域分担

水防区域を防御するための消防機関の地域分担は第4章第5節の消防計画における区域とする。ただし消防長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であつても出動するものとする。

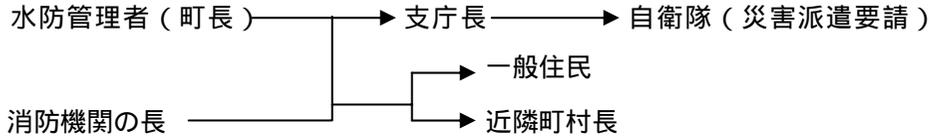
9 非常監視・警戒及び通報

建設対策部建設車両班は、予報が発令される場合、又は発令されないが降雨等の状況により災害の発生の恐れがある場合、水防上危険な区域の巡視を行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

第 4 章 災害予防計画

決壊等の通報

施設が決壊した場合は、町長は直ちに関係機関・地域住民に通報するものとする。



10 水防信号

水防法第13条の規定により、知事の定めた信号を用いるものとし、その信号は次のとおりである。

区 分	サイレン信号	摘 要	
警戒警報	5秒—15秒 —休止	5秒—15秒 —休止	気象官署から洪水警報を受けたとき又は警戒水位になったとき
出動第1信号	5秒—6秒 —休止	5秒—6秒 —休止	水防団員等の全員出動信号 (消防機関・水防団等)
出動第2信号	10秒—5秒 —休止	10秒—5秒 —休止	町区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退き)	1分—5秒 —休止	1分—5秒 —休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

(備考)

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
 なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

11 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速的確に作業を実施するものとする。

水防工法の種類は別に定めるものとする。

12 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに留萌支庁長に報告するものとする。

ア 消防の機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したいとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに別紙様式1により水防活動実施報告を翌月5日までに留萌支庁長に2部提出するものとする。

第4章 災害予防計画

様式1

水防活動実施報告書

(市町村名)

区 分	水防活動延人員	使 用 資 材 費			備 考
		主要資材	その他資材	計	
水防管理団 体分前回迄	人	円	円	円	
月 分					
累 計					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
3. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第4章 災害予防計画

別表

水防資機材保有状況

保有資機材名	数量	保有場所
丸太	300本	水防倉庫(羽幌町字汐見)
つるはし	18丁	防災倉庫(羽幌町南町:役場地下)
かけや	7丁	"
土のう袋(ビニール製)	3,500枚	"
角スコップ(大)	20丁	"
角スコップ(中)	17丁	"
剣先スコップ	16丁	"
ノコギリ	9丁	"
まさかり	10丁	"
ペンチ	5丁	"
一輪車	2台	"
サーチライト	10個	"
草刈鎌	20丁	"
ニッパー	4丁	"
シノー	7丁	"
ビニールシート	130枚	"

第5節 消防計画

この計画は、火災が発生し又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 広域消防応援体制

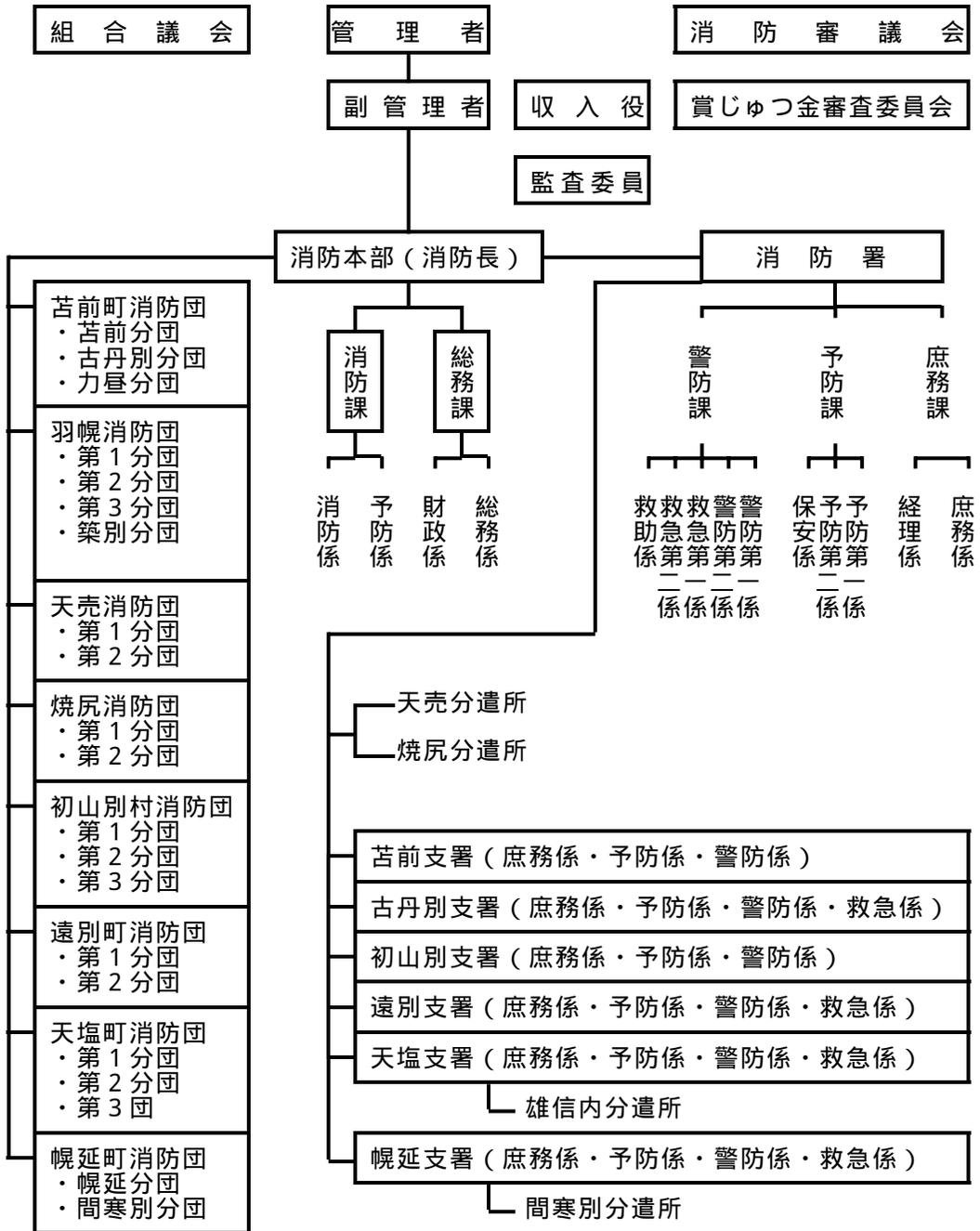
消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や広域応援計画に基づき、他の消防機関、他市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

2 消防機関の組織及び消防職（団）員の配置

消防機関の組織及び消防職（団）員の配置は、次のとおりである。

第 4 章 災害予防計画

北留萌消防組合消防構成図



第4章 災害予防計画

消防職員の配置

区分		定員	実員	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他
消防職員	本部	8	7	1	2	2	1				1
	消防署	27	27		1	7	6	2	4	7	
	天売	1	1					1			
	焼尻	1	1					1			
	計	37	36	1	3	9	7	4	4	7	1

消防団員の配置と管轄区域

単位：人

階級別 分団名		定員	実 員								管轄区分
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
羽幌町 消防団	羽幌消防団	110	1	2	5	3	13	13	72	109	第1・2 川南市街、南町、緑町、幸町 分団 栄町、寿町、中央、平、上羽幌 第3分団 川北市街、北町、浜町朝日、 高台 築別分団 築別、汐見、上築、曙
	天売消防団	50	1	1	3	0	4	4	35	48	第1分団 和浦、富磯、相影 第2分団 前浜、弁天
	焼尻消防団	45	1	1	3	0	5	4	23	37	第1分団 東浜、白浜、緑ヶ岡 第2分団 豊崎、西浦
	計	205	3	4	11	3	22	21	130	194	

3 消防施設の状況

消防ポンプ自動車等の配置状況

・ 消防本部	—	指令広報車	1 台
	—	広 報 車	1 台
・ 消防署	—	化 学 車	1 台
	—	救助工作車	1 台
	—	大型水槽車	1 台
	—	小型ポンプ	1 台
	—	高規格救急車	1 台
	—	救 急 車	1 台
	—	指令広報車	1 台
	—	広 報 車	1 台
	—	運 搬 車	2 台
・ 羽幌消防団			
	—	第 1 分団 — 消防ポンプ自動車	1 台
	—	第 2 分団 — 水槽付ポンプ自動車	1 台
	—	第 3 分団 — 消防ポンプ自動車	1 台
	—	築別分団 — 消防ポンプ自動車	1 台
・ 天売消防団			
	—	第 1 分団 — 水槽付ポンプ自動車	1 台
	—	小型動力ポンプ付積載車	1 台
	—	第 2 分団 — 小型動力ポンプ付積載車	1 台
	—	小型動力ポンプ	1 台
・ 焼尻消防団			
	—	第 1 分団 — 水槽付ポンプ自動車	1 台
	—	小型動力ポンプ付積載車	1 台
	—	第 2 分団 — 小型動力ポンプ付積載車	1 台
	—	小型動力ポンプ	1 台

第 4 章 災害予防計画

面積・人口及び世帯

平成17年1月1日現在

地区別		面積	人口	世帯数
羽 幌 町	市街地区	461.78km ²	8,269人	3,642世帯
	天売地区	5.50km ²	438人	203世帯
	焼尻地区	5.21km ²	364人	196世帯
	計	472.49km ²	9,071人	4,041世帯

消防施設の所在地

名称	所在地	延面積	竣工年月
消防本部・消防署・羽幌消防団	羽幌町南5条4丁目6番地	1,510.19 m ²	昭和53年9月
第3分団器具置場	羽幌町北大通2丁目	40.00 m ²	昭和29年6月
築別分団器具置場	羽幌町字築別67番地	36.72 m ²	昭和51年10月
天売分遣所・天売消防団	羽幌町大字天売字和浦95番地	191.72 m ²	昭和50年10月
天売港器具置場	羽幌町大字天売字弁天162番地	69.30 m ²	昭和51年11月
焼尻分遣所・天売消防団	羽幌町大字焼尻字東浜258番地の5	173.23 m ²	昭和52年10月
焼尻第2分団器具置場	羽幌町大字焼尻字西浦237番地	80.19 m ²	昭和53年11月

第4章 災害予防計画

消防自動車等の配置状況

区分 所属	水槽車	普通車	化学車	小型積載車	小型ポンプ	救急車		救助工作車	指令広報車	大型水槽車	広報車	その他車輛
						高規格	B型					
消防本部									2			
消防署	1		1			1	1	1	1	1		3
羽幌消防団		3			1							
天売消防団	1			2	3							
焼尻消防団	1			2	3							
計	3	3	1	4	7	1	1	1	3	1		3

消防水利状況

区分		合計	防火水槽		消火栓	
			40～100㎡未満	20～40㎡未満	基準	基準外
羽幌	市街地区	149	23	1	76	49
	天売地区	14	12			2
	焼尻地区	15	15			
	計	178	50	1	76	51

通信施設

区分	有線電話装置		一斉司令装置	無線電話装置			信号装置		放送装置 (愛の鐘)
	119	一般加入		基地	移動	携帯	モーターサイロン	電子サイロン	
本部		3			2				
消防署	4	4	1	1	13	10	4	3	1
天売		1		1	2	2	1	2	
焼尻		1		1	2	2	1	2	
計	4	9	1	3	19	14	6	7	1

消 防 計 画 （抄本）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第1条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北留萌消防組合管内（以下「組合管内」という。）の防災活動に効果的な消防計画を総合的に定めることを目的とする。

（計画の修正）

第2条 北留萌消防組合消防長（以下「消防長」という。）は毎年本計画に検討を加え、組合管内における消防事象の変化、消防の組織、機構及び施設等の変革にともない、本計画が最も合理的に運用されるよう修正しなければならない。

第2章 組 織

第1節 部隊編成計画

（消防本部、署、支署、消防団の設置及び平常時編成）

第3条 北留萌消防組合消防本部、消防署、支署及び分遣所（以下「署所」という。）並びに消防団の配置管轄区域（別表1）は、北留萌消防組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例（昭和48年条例第12号）及び北留萌消防組合消防団の設置に関する条例（昭和48年条例第24号）の定めるところによる。

2 署所及び消防団の平常時における消防隊は別表2の編成とする。

第4条 消防署長、支署長（以下「署長等」という。）及び消防団長は、火災及びその他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において消防隊の増員を必要と認

第4章 災害予防計画

めるときは、予備消防隊の編成又は平常時消防隊の増員を行うものとする。

2 予備消防隊は、非番職員又は消防団員をもって編成するものとする。

(非常時の編成)

第5条 署長及び各消防団長(以下「団長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する時は、別表3のとおり非常時消防隊を編成しなければならない。

組合管内構成町村の防災計画の定めるところによる、各災害対策本部長より、非常配備の要請があったとき。

第30条の規定により、火災警報が発令されたとき。

気象、地勢、その他消防事象を統合し、前号の火災警報発令の基準に準ずる危険度があると認めるとき。

その他特に必要と認めるとき。

2 前項の非常時消防隊の編成は、次のとおりとする。

消防部隊本部

防ぎょ大隊

特命消防隊

(消防部隊本部)

第6条 消防部隊本部(以下「部隊本部」という。)は、消防本部におき、状況により現場に出動する。

2 部隊本部の長は、消防長とする。

3 部隊本部に総務班、警防班、連絡班をおき、本部職員をもって編成する。

第7条 防ぎょ大隊は、大隊、中隊、小隊とし消防職員及び消防団員(以下「職団員」という。)をもって編成する。

2 大隊長は、消防署長又は団長(支署は団長)とし、中隊長以下の長は、大隊長が命ずる。

(特命消防隊)

第8条 部隊本部長から、北留萌消防組合警防規程(昭和56年訓令第4号)第26条第2号及び第3号の規定する出動の命令により、管轄外に出動した消防隊(以下「特命

第4章 災害予防計画

消防隊」という。)は、命令に従い防災活動に従事するものとする。

(現場指揮本部の設置)

第9条 火災現場に出動した大隊長は、現場指揮本部(以下「指揮本部」という。)を設置し、指揮体制の確立を図らなければならない。

2 指揮本部を設置したときは、別に定める旗又は灯火により、その位置を示さなければならない。

(指揮本部の編成)

第10条 指揮本部の長は、消防署長及び団長とする。但し、特異な火災等その状況により、部隊本部が現場に出動した場合は消防長とする。

2 指揮本部に総務班、警防班、連絡班を設け班長及び班員は職団員の中から本部長が指定する。

第2節 任務及び事務分掌計画

(部隊本部長)

第11条 部隊本部長は、非常災害時における消防業務及び消防事務を統轄する。

(指揮本部長)

第12条 指揮本部長は、全消防隊の指揮統制にあたり、人命救助を優先して効果的な消防活動を行うよう努めなければならない。

2 指揮本部長は、火災等の状況により管轄内の消防隊のみによっては、早期に鎮圧することが困難と認められる場合は、部隊本部長に対し、特命出動及び応援協定に基づく応援出動を要請して、火災等の極限防止を図るよう努めなければならない。

(大隊長)

第13条 大隊長は、本部長の命を受け所属の隊員を指揮監督し、火災等の現場において現場行動に従事しなければならない。

(各隊の事務分掌)

第14条 非常時における各消防隊の事務分掌は、次のとおりとする。

「部隊本部」及び「指揮本部」

総務班

特命出動、応援出動の要請受理並びに出動命令に関すること。

必要資材の調達及び確定報告に関すること。

職団員及び諸資材の輸送に関すること。

損失補償の調査報告に関すること。

他班の主管に属しないこと。

警防班

必要機材、物資並びに非常食の補給並びに配給に関すること。

特命出動及び応援出動要請に関すること。

現場広報その他火災予防に関すること。

連絡班

命令の伝達その他連絡に関すること。

情報の収集に関すること。

その他指揮本部における現場要務に関すること。

「防ぎょ大隊」

火災現場行動に関すること。

人命救助に関すること。

消防警戒区域の設定、飛火警戒及び避難誘導に関すること。

部隊本部長への災害状況の報告に関すること。

(災害時における準用)

第15条 本章に定める事項は、火災以外の災害についても、これを準用する。

第3章 消防施設整備

(署所等の整備)

第16条 消防体制の拡充、強化を図るため消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）によるほか、街区の構成、対象物の態様、地理的条件等各般にわたって考究し、署所の配置、消防機器及び人員の配備増強を行い、火災その他災害予防と被害の防止に努めるものとする。

(消防車輛等の整備)

第17条 消防力の強化方策として、消防車輛等の整備を行い、市街地、密集地の火災、その他の災害に対処するため、消防力の基準に基づき整備を図る。

- 2 車輛は常に整備し、火災その他の災害に備えるとともに老朽車を更新し、常に最高の性能を発揮するよう整備を図る。
- 3 救急業務の充実を図るため、救急車及び装備品の整備を図る。

(消防水利の整備)

第18条 消防水利の整備については、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び組合管内構成町村における都市計画事業並びに水道拡張事業と並行して整備する。特に既設、細口軽水道管敷設の地域、水利事情の悪い地域を重点に防火水槽を設置し、災害に対処するべく整備を図る。

- 2 消防水利の整備は、2系統以上の水利確保を原則とする。

(通信施設の整備)

第19条 火災等の災害に出動した消防隊相互間の連携、災害出動時における部隊本部、指揮本部からの命令の授受並びに状況把握等、消防活動の迅速的確を図るため消防用無線電話の増強整備を図る。

(一般施設の整備)

第20条 火災その他の災害現場における消防活動を容易にし、かつ効果を挙げるため、

第4章 災害予防計画

必要な資機材の整備するとともに所定の訓練をして、資機材の活用及び消防行動に習熟せしめる。

第4章 点 検

(点検)

第21条 点検は、職団員が職務を遂行するために必要な諸般の状況を検査し、その不備な点については、反覆訓練し、又は整備して火災及びその他の災害に備える目的をもって実施するものとする。

(点検の種別)

第22条 点検の種別は、通常点検、特別点検、現場点検とする。

2 点検の実施要領は、本章の規定によるほか、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）の定めるところによる。

(通常点検)

第23条 署長等は、毎月1回通常点検を実施し、次の各号の全部又は一部について点検を行わなければならない。

人員、服装、姿勢及び消防手帳

訓練及び礼式

消防操法、救助救急操法

機械器具及び資機材

(特別点検)

第24条 消防長は、年1回以上全職員の特別点検を行い次の各号の全部又は一部について、点検するものとする。

訓練及び礼式

消防操法、救助救急操法

機械器具及び資機材

第4章 災害予防計画

2 団長は年1回以上、各分団を巡回もしくは全団員を招集して、前項各号の全部又は一部について点検するものとする。

(現場点検)

第25条 現場点検は、火災防ぎよその他の作業が終わった時現場において次の各号つき異状の有無を点検するものとする。

人員及び服装

機械器具及び資機材

その他必要な事項

2 現場点検は、出動車輛又は小隊毎にその長が行い、異状の有無を点検者に報告し、その点検を受けなければならない。

3 前項の点検者は、点検結果に基づき、必要があるときは、実地に現場を点検し、速やかに適切なる指示を行い、警防体制を図らなければならない。

第5章 火災予防

(予防査察)

第26条 署長等は、北留萌消防組合火災予防規程(昭和50年訓令第1号)の定めるところに従い、管轄内の予防査察を効果的に実施して、火災の未然防止に努めなければならない。

2 職員のみによっては、効果的な査察を行うことができない署所については、団長と協議し、団員と協同して行うことができる。

(防火管理の講習)

第27条 消防法施行令第3条第1項第1号イに定める消防長が行う防火管理に関する講習会は、おおむね次の科目により2年に1回以上実施するものとする。

1 防火管理の重要性に関すること

2 火気の使用又は取扱に関する監督に関すること

第4章 災害予防計画

- 3 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること
- 4 消火・通報及び避難の訓練に関すること
- 5 防火上必要な教育に関すること
- 6 消防計画の作成に関すること
- 7 防火管理者の責務に関すること
- 8 共同防火管理に関すること

(予防広報)

第28条 春季、秋季の火災予防運動、焼死者事故防止運動、歳末特別警戒、火災警報発令時及び異常気象時の火災発生のおそれが大であるときは、出火の未然防止を図るため、おおむね次の広報活動を行うものとする。

放送施設による予防思想を喚起

サイレンの吹鳴

防火ポスタ - の掲示

防火リ - フレットの配布

立看板の掲出

広報記事の掲載

広報車による巡回広報

防火懇談会及び防火映画会の開催

民間防火団の育成

第6章 教育訓練

(目的及び区分)

第29条 教育訓練は、職団員が公正明朗に、かつ能率的に職務を遂行し得るよう教養に努めるとともに、火災又はその他の災害時において本計画に定める諸般の行動が最も

円滑に、かつ効果的に実践し得るよう、次の区分により実施するものである。

学校教育

北海道消防学校

初任教育、専科教育、幹部教育

消防大学

本科教育、専科教育

現地教育（学科）

（ア）火災予防について

（イ）火災防ぎょについて

（ウ）消防機械運用について

基礎訓練（実技）

（ア）規律訓練

（イ）ポンプ操法訓練

（ウ）建物火災防ぎょ訓練

（エ）林野火災防ぎょ訓練

（オ）危険物、特殊火災防ぎょ訓練

（カ）人命救助、救急訓練

（キ）着装、出動訓練

第7章 火災警報

（火災警報）

第30条 町長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定により気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、その状況を消防長を経由して北留萌消防組合管理者（以下「管理者」という。）に報告し、承認を受けて火災警報を発令しなければならない。

第4章 災害予防計画

2 火災警報の発令条件及び伝達は、別表4並びに別表5による。

(火気使用の制限)

第31条 火災警報が発令されたときは、北留萌消防組合火災予防条例(昭和55年条例第3号)第30号の規定により、火の使用の制限を図り、火災の未然防止に努めなければならない。

(火災警報の解除)

第32条 町長は、気象の状況が火災の予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、その状況を消防本部を經由し管理者に報告し、承認を受けて速やかに火災警報を解除しなければならない。

2 火災警報を解除したときは、第30条第2項の要領に準じ解除したことを伝達しなければならない。

第7章 災害対策

第1節 通信情報計画

(情報収集、連絡)

第33条 署長等は、気象の状況その他により、火災その他の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表6に基づき、速やかに関係機関に対し必要に応じて通信連絡をするとともに情報収集に努めなければならない。

(速報)

第34条 署長等は、非常火災が発生したときは、速やかに被害状況を把握し、次の各号について消防本部を經由し、管理者に速報しなければならない。

発生の日時、場所

被害の概要(焼失面積、棟数、り災世帯及び人員、死傷者数)

被害の進展状況

防ぎよ行動の概要

第4章 災害予防計画

気象の状況、その他

(知事への速報)

第35条 消防長は、消防組織法第22条の規定に基づく、火災速報取扱要領により、次に掲げる基準のうちいずれかに該当する火災が発生したときは、留萌支庁を經由して知事に速報しなければならない。

死者の生じた火災

負傷者10名以上生じた火災

建物焼損延面積3,000平方メートル以上の火災

損害額1億円以上の火災

告知後3週間を経過しても火勢を鎮圧できない林野火災

その他、特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

第2節 災害広報計画

(避難命令)

第36条 消防長又は消防署長は、火災の範囲が拡大したとき、又はその他災害において住民の生命身体に危険があると認めたときは、一定区域内の住民に対して、避難命令を命じなければならない。

2 前項の避難を命じたときは、風向及び延焼の及ぶ範囲を予想し、地区住民及びり災者等を組合管内構成町村の防災計画において指定する避難場所(別表7)又はその他安全な場所に避難させなければならない。

第9章 警防

第1節 招集計画

第4章 災害予防計画

(招集)

第37条 消防長、署長及び団長は、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、もしくは演習その他警戒警備のために必要があると認めるときは、職団員の招集を行うものとする。

(区分及び方法)

第38条 職団員の招集は、次の各号によるものとする。

第1号招集 職団員の全部を招集する場合は、サイレン吹鳴等による。

第2号招集 職団員の一部を招集する場合は、電話又は口頭伝達による。

(参集)

第39条 招集の命を受けた職団員は、特に参集場所を指定された場合を除き、所属の署所に速やかに参集し、上司の指揮を受けなければならない。

(部隊編成)

第40条 署長等及び団長は、職団員を招集したときは、ただちに本計画に定める消防隊を編成しなければならない。

第2節 特別警戒計画

(特別警戒)

第41条 特別警戒は、火災警報が発令されたとき、又は消防長が警備上特に警戒の必要があると認めるとき行う。

2 特別警戒の種別は、次の各号とする。

火災警報発令時特別警戒

火災危険期特別警戒

年末特別警戒

その他特別警戒

(火災警報発令時特別警戒)

第42条 署長等及び団長は、火災警報が発令されたときは、速やかに次の各号に掲げるうち必要な事項について措置をとり警戒体制の万全を期さなければならない。

- 非常時消防隊の編成
- 機械器具の点検整備
- 通信機器の適正配置等
- 警戒巡視及び予防広報
- その他必要と認める措置

(火災危険期特別警戒)

第43条 署長等及び団長は、乾燥期、採暖期等の火災多発期及び延焼危険期について、火災警戒上必要があると認めるときは、次の各号について、実施計画をたて警戒体制を強化しなければならない。

- 消防隊の増強及び出動体制の強化
- 機械器具の点検整備
- 地理、水利の点検整備
- 予防査察及び予防広報
- その他必要と認める事項

(年末特別警戒)

第44条 署長等及び団長は、毎年12月10日から31日までの期日内で管轄区域の実情による期間期日を定め、前条各号に掲げる事項に準じて、実施計画をたて、年末特別警戒を行わなければならない。

(その他特別警戒)

第45条 署長等及び団長は、祭典、大会、その他特別な催物等がある場合で、特に必要と認めるとき、及び消防長からの命令があったときは、第43条に準じて特別警戒を行わなければならない。

第10章 救助救急業務

(救急業務)

第46条 本章に定める救急業務は、消防法第35条の5の規定に基づき、北留萌消防組合救急業務運用規程(昭和48年訓令第5号)により救急業務を行うものとする。(救助救急活動)

第47条 救急事故等報告要領(昭和39年5月4日自消用第18号)に基づく、救急速報を要する事故以上の場合は、非常時体制をとり人員の増強と併せ(別表8)機動力を増強し有機的な救助救急活動の迅速を図る。

(救急速報)

第48条 救急事故等が、次に掲げる基準のうちいずれかに該当する場合は、速やかにその状況を知事に報告するものとする。

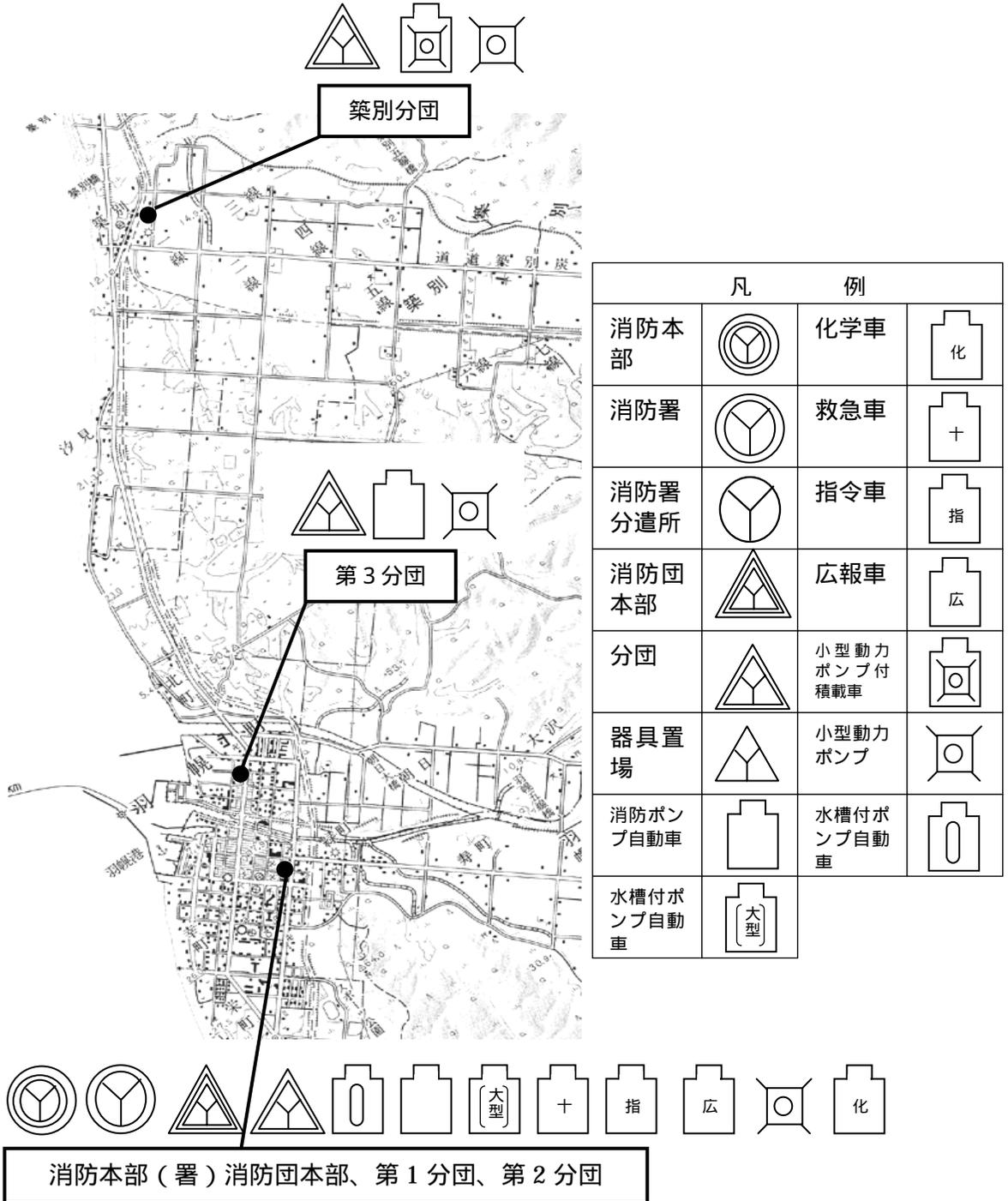
(ア) 傷病者及び死者の合計が15人以上の事故

(イ) 死者5人以上の事故

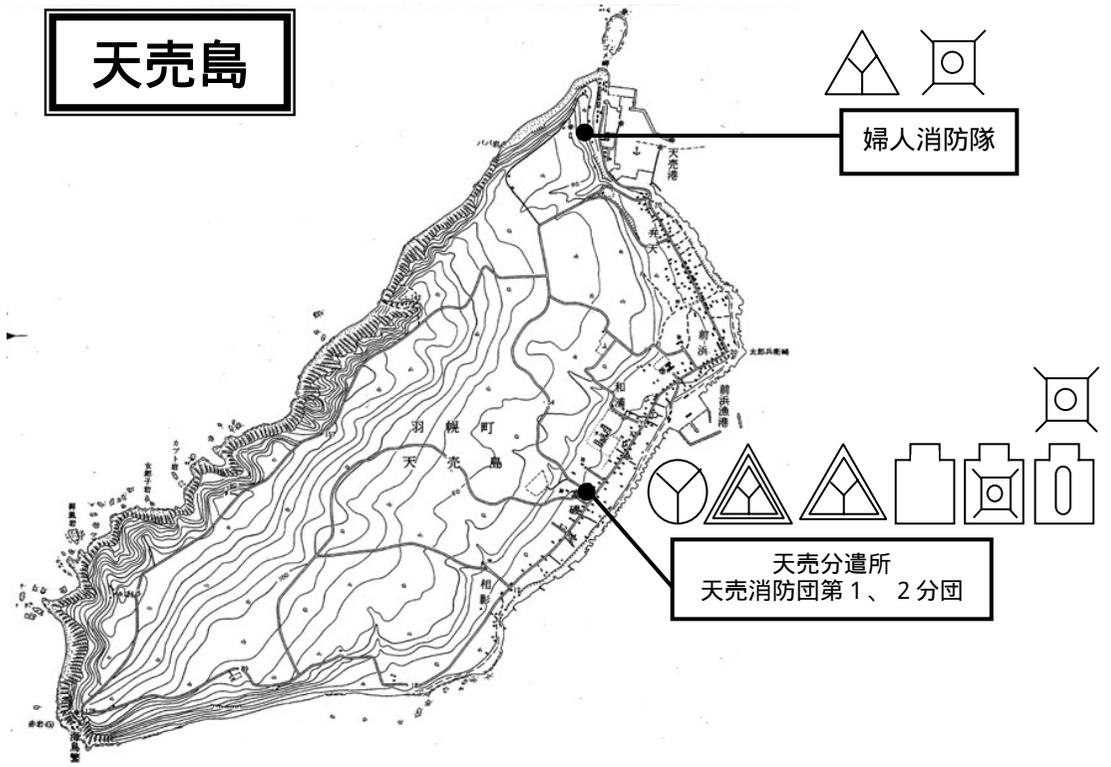
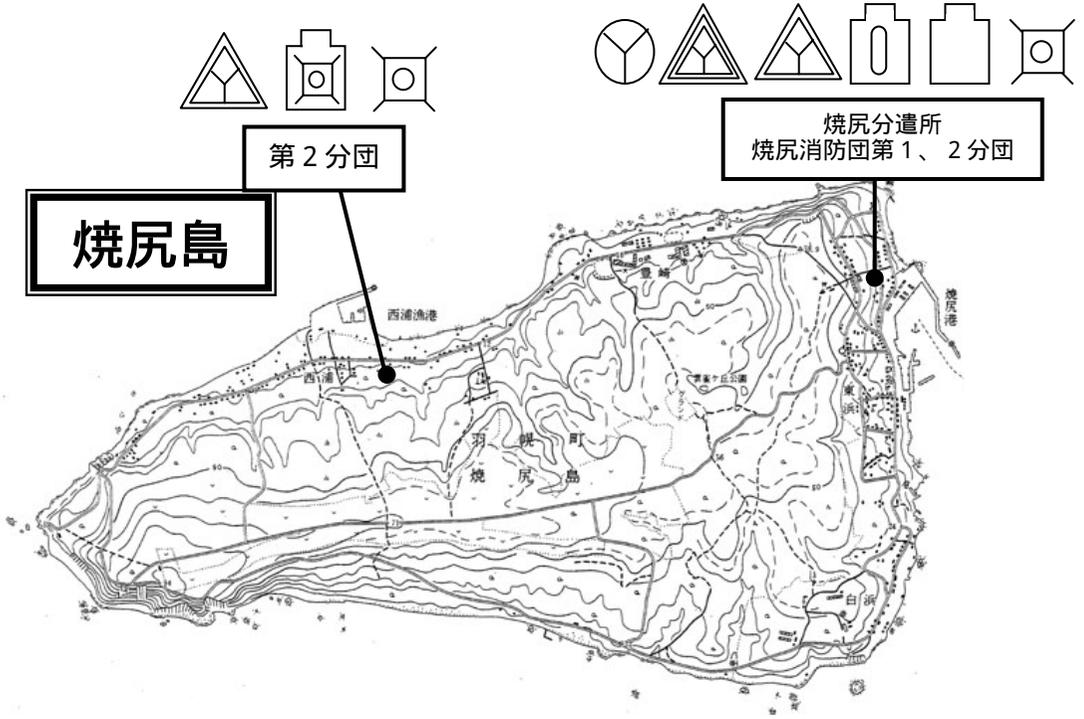
2 この報告は、できる限り電話によって行うものとする。

3 火災による事故で、この報告と火災速報を同時に行う場合は、火災速報と重複する事故については、省略することができる。

別紙 1 (その 1) 北留萌消防組合消防本部、消防署、支署及び分遣署並びに配置管轄区域
(羽幌町町内)



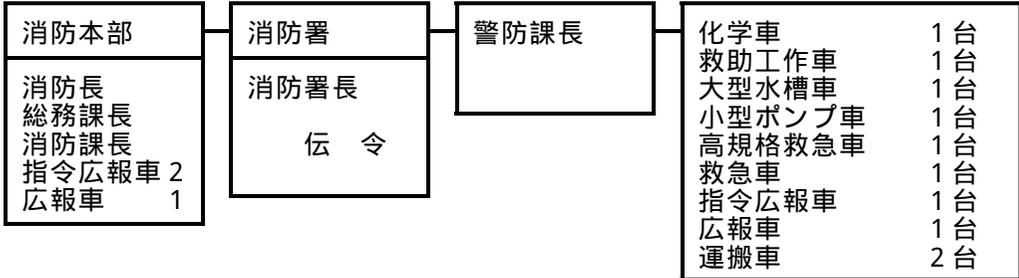
別紙 1 (その 2) 北留萌消防組合消防本部、消防署、支署及び分遣署並びに配置管轄区域
(羽幌町天売、焼尻)



別表 2

平常時の消防隊の編成

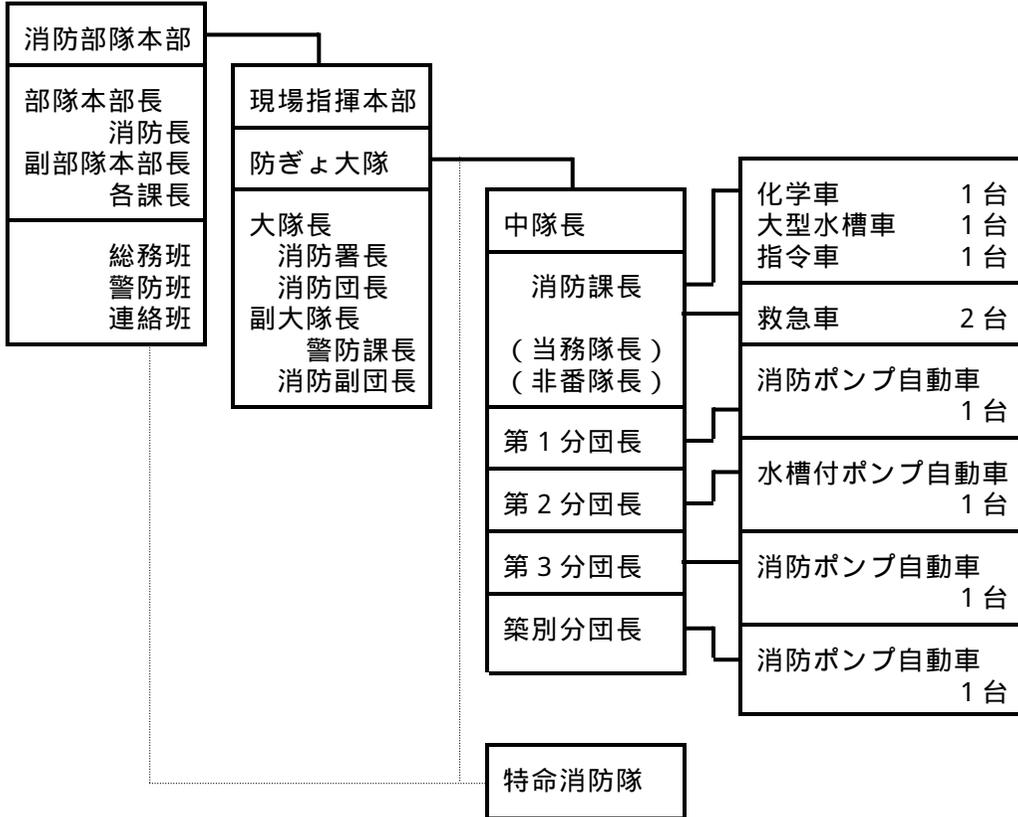
消防本部（署）消防団



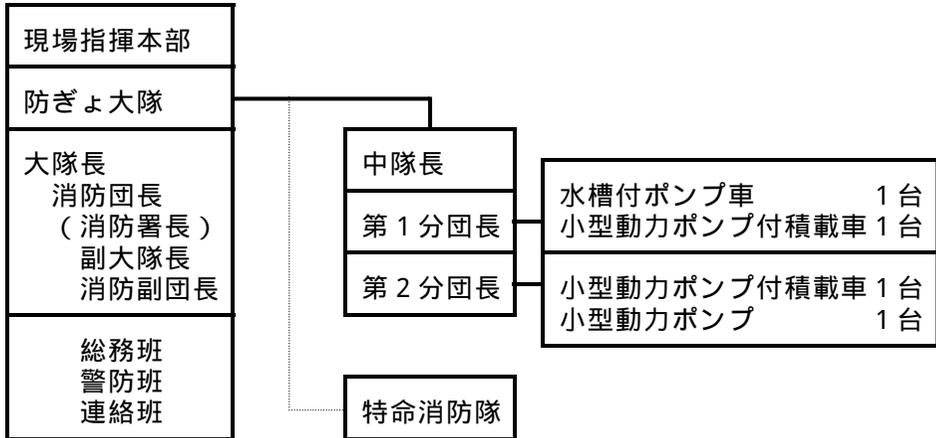
別表 3

非常時の消防隊の編成

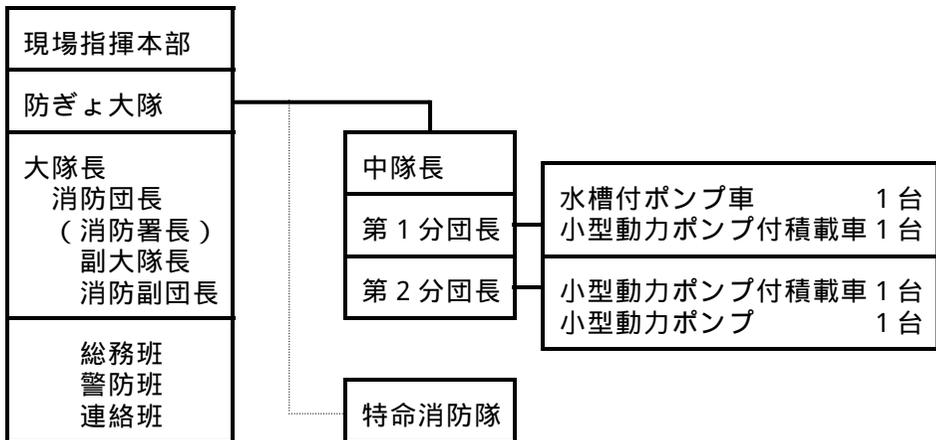
消防署・羽幌消防団の編成



天売消防団の編成



焼尻消防団の編成



別表4

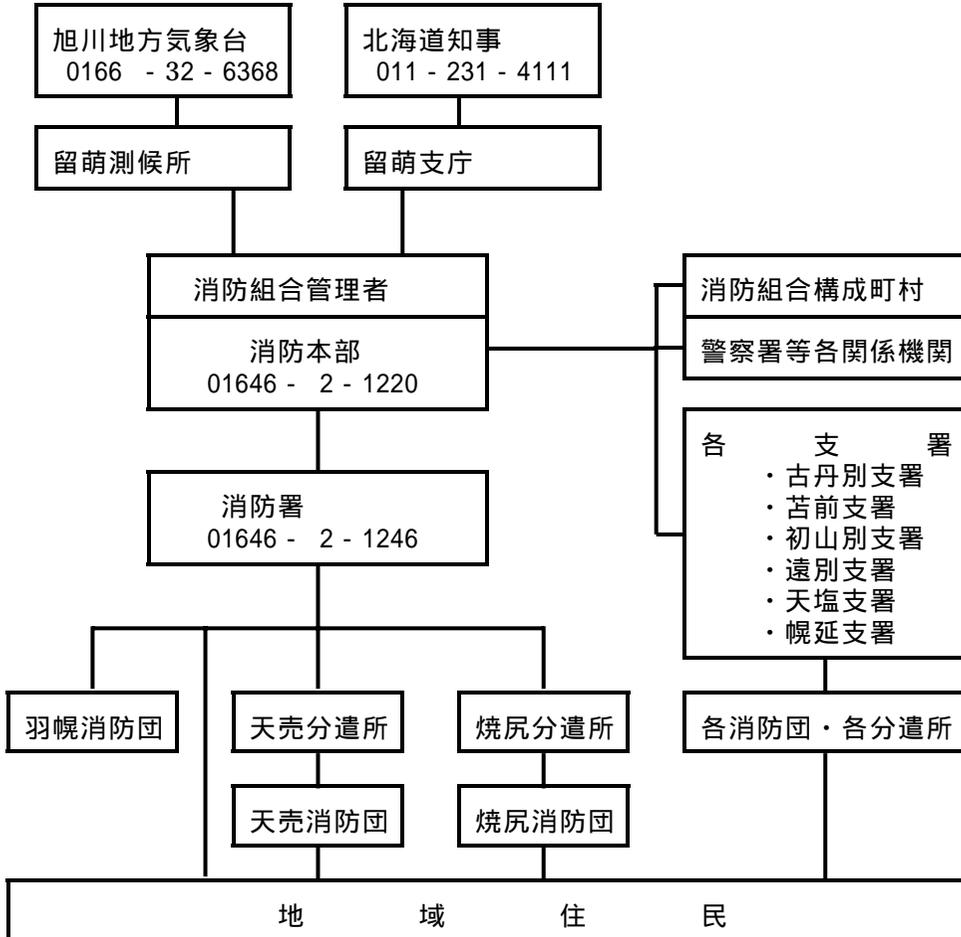
火災警報発令条件

(留萌支庁管内)

警 報 発 令 条 件
(1) 実効湿度65%以下にして、最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき。
(2) 風速15m/s以上の風が9時間以上吹き続く見込みのとき、但し雨又は雪の降っている場合は必ずしも警報の発令を要しない。

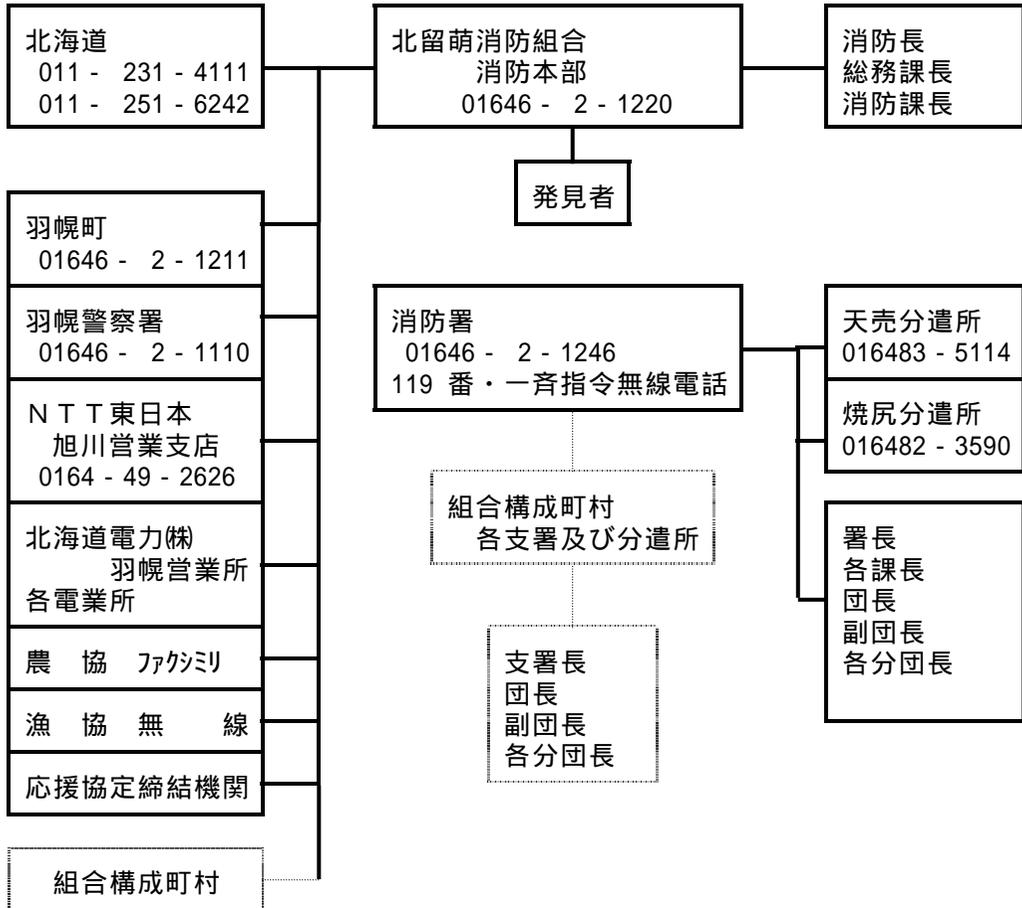
別表 5

火災警報通報伝達系統図



別表6

災害通信連絡系統



第4章 災害予防計画

別表7

住民の避難場所及び施設の状況（羽幌町）

	施設名	収容能力	電 話	備 考
1	羽幌町中央公民館	960人	01646 - 2 - 1178	
2	羽幌町総合体育館	1,700	01646 - 2 - 6030	
3	羽幌小学校	1,300	01646 - 2 - 1040	
4	羽幌中学校	1,380	01646 - 2 - 1055	
5	朝日集会所	25	01646 - 2 - 1387	
6	中央集会所	50	01646 - 2 - 4973	
7	平 集会所	30	01646 - 2 - 4849	
8	上羽幌集会所	20	-	
9	曙 生活館	30	01646 - 2 - 1384	
10	焼尻研修センタ -	150	01648 - 2 - 3642	
11	焼尻小学校	220	01648 - 2 - 3242	
12	天売保健福祉館	40	01648 - 3 - 5318	
13	天売小中学校	390	01648 - 3 - 5044	
14	天売研修センタ -	75	01648 - 3 - 5041	

第4章 災害予防計画

別表8

非常時体制

災害時における特殊機械による協力機関（羽幌町）

区分	名称	場所	電話	種別及び数量
特殊機関	羽幌町役場	南町	01646 - 2-1211	ダンプトラック 3台 ショベルロ-ダ- 3台 グレ-ダ- 1台 ロ-タリ- 7台 パトロ-ルカ- 1台 大型バス 1台 中型バス 2台 小型バス 2台

非常救急医療機関等（羽幌町）

名称	場所	電話	医師数	病床数	備考
道立羽幌病院	栄町	2 - 1276	4	114	
加藤病院	南6条5丁目	2 - 1005	3	40	
簗谷医院	南4条1丁目	2 - 2034	1	19	
道立天売診療所	天売字和浦 94	01648 3 - 5030	1		
道立焼尻診療所	焼尻字東浜 177	01648 2 - 3225	1		

第6節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、町単独又は指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、個別又は、他の災害予防責任者と協同して実施するものとする。

2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実施訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議の上訓練計画を作成し実施するものとする。

図上訓練

各種災害に対処するため応急対策訓練を図上において実施する。

実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材、機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防機関の出動、隣接町村の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。

ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練を実施する。

エ 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

災害対策本部各部員・消防機関の招集訓練を行う。

カ 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包括した総合訓練を実施する。

キ その他防災に関する訓練

地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

3 訓練の実施方法

訓練は、それぞれの目的に合わせ、別に実施要領を定め実施する。

国、道及び関係機関が主催する各種訓練に積極的に参加する。

第7節 防災知識の普及・啓発計画

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係機関に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、あらゆる機会をとらえて、防災知識の普及・啓発を推進する。

1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

気象災害に関する基礎知識

災害の種別と特性

羽幌町地域防災計画と町の防災対策に関する知識

災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

家庭及び地域における防災対策

防災対策の課題

なお、前記 及び については、毎年度、各課（室）等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各課（室）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、以下の災害発生時の対策の周知徹底を図る。

- ア 防災知識一般
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 避難の際の留意事項
- エ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- オ 具体的な危険箇所
- カ 災害弱者に対する配慮

中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

3 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全交通安全等災害安全運動の一環として災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

防災知識の普及・啓発の手段

- ア 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- イ 映画、ビデオ、スライドの製作
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会、パネル展示会等の開催
- オ その他

防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

- (ア) 自ら災害に備えるための手段を講ずること
- (イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

- (ア) 家庭での予防・安全対策
 - a 災害に備えた2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄
 - b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 出火防止、初期消火等の心得
- (ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
 - (エ) 避難場所での行動
 - (オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - (カ) 災害危険箇所の周知
 - (キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認
 - (ク) 負傷者、災害弱者等の救助の心構えと準備
 - (ケ) 船舶等の避難措置
 - (コ) 農作物の災害予防事前措置
 - (サ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- a 災害情報の聴取並びに聴取方法
- b 停電時の照明
- c 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
- d 屋根・雨戸等の補強
- e 排水溝の整備
- f 初期消火、出火防止の徹底
- g 避難の方法、避難路、避難場所の確認
- h 高齢者等災害弱者の避難誘導及び避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他災害の態様に応じてとるべき手段・方法等

防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、「防災週間」「防災とボランティアの日」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

4 社会教育を通じた啓発

女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容

- ア 避難路、避難場所の確認
- イ 発災時の連絡方法
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

オ 備蓄食料の試食及び更新

啓発の方法

各種講座・学級、学習会、研修会等において実施する。また、文化財災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

町において管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害弱者に対する配慮防災思想の普及徹底を行う。

〔防災上重要な施設の管理者等〕

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

6 企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第4章 災害予防計画

第8節 建築物災害予防計画

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

1 公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の利用が図られる施設であるとともに、災害時には避難所としてあるいは災害対策活動の拠点として利用される施設である。そのため、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検・整備を実施し、問題のある施設についてはその修理、改修を推進する。

2 一般建築物の安全性の向上

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するための指導及び啓発を行う。

[建築物の所有者]

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて、改修を行う。

3 文化財の風水害予防

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第9節 災害弱者対策計画

災害時において、最も助けを必要とする高齢者や乳幼児、病弱者、心身障害者（児）等の災害弱者に対する災害予防対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害弱者の実態把握

町は、災害弱者についてあらかじめ社会福祉施設及び災害弱者関連施設の管理者並びにホームヘルパー及び方面委員等の協力を得て、施設及び各町内会毎に、その実態を把握し、災害に支援を必要とする災害弱者のリストを作成して災害時の救助活動等に活用する。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でもプライバシーには十分留意するものとする。

2 緊急連絡体制の整備

町は、災害弱者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の災害弱者の実態に合わせ、家族は勿論、地域ぐるみの協力のもとに災害弱者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

3 避難体制の確立

誘導担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

避難所や避難路の指定は、町内会の災害弱者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮する。

あらかじめ一時避難所のほかに災害弱者のための避難場所を確保しておく。学校や公共施設のほかに社会福祉施設及び災害弱者関連施設においても、被災者の受け入れと水・食料その他の物資や障害者用機器などの備蓄をしておく。

4 防災教育・訓練の充実等

災害弱者が自らの対応能力を高めるために、個々の災害弱者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

避難訓練の際には、障害のある者など災害弱者の参加を呼びかけるとともに、避難誘導訓練において、実際に障害者救出などの訓練を実施し、知識の普及を図る。

災害弱者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や近隣の地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

【社会福祉施設及び災害弱者関連施設等の管理者】

社会福祉施設及び災害弱者関連施設等の管理者は、当該施設の入所者等が「災害弱者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、次の事項について体制の整備を図るものとする。

災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

第4章 災害予防計画

福祉施設の状況（平成16年4月1日現在）

施設名	建設年次	施設の概況
羽幌町立特別養護老人ホーム	S . 4 8	床面積 2 , 2 8 8 . 9 1
羽幌町デイサービスセンター	H . 1 1	床面積 7 4 9 . 6 1
羽幌町すこやか健康センター	H . 9	床面積 9 9 8 . 2 0
羽幌町老人福祉センター	S . 5 1	床面積 6 4 9 . 0 0
羽幌町勤労者研修センター	H . 6	床面積 6 6 6 . 8 0
羽幌町老人憩の家	S . 5 5	床面積 2 9 9 , 7 0
築別老人寿の家	S . 5 4	床面積 1 3 7 . 2 9
中央老人寿の家	S . 5 5	床面積 1 0 3 . 2 7
曙 生活館	S . 5 1	床面積 1 9 8 . 4 1
羽幌町立羽幌保育園	S . 4 2	床面積 3 8 8 . 8 0
焼尻老人の家	S . 4 9	床面積 1 4 3 . 5 0
焼尻生活館	S . 5 1	床面積 1 3 2 . 4 2
焼尻総合研修センター	S . 4 5	床面積 6 1 6 . 2 8
焼尻高齢者支援センター	H . 1 2	床面積 2 4 7 . 3 4
羽幌町焼尻へき地保健福祉館	S . 4 0	床面積 1 6 6 . 0 9
天売老人の家	S . 4 8	床面積 1 1 8 . 1 0
天売総合研修センター	S . 4 5	床面積 3 1 1 . 7 1
天売高齢者支援センター	H . 1 2	床面積 2 8 6 . 9 0
天売児童館	S . 4 8	床面積 1 5 8 . 9 0
羽幌町天売へき地保健福祉館	S . 4 0	床面積 1 6 7 . 5 8

第10節 自主防災組織等の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ高齢者や障害者等の災害弱者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておく。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意する。

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう各方面区毎の規模で編成する。

地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛防災組織と連携を密にする。

4 自主防災組織の活動基準

平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、町政懇談会及び方面委員会議等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするために、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要である。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 救出救護訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

なお、自主防災組織は、防災関係機関が応急対策活動を開始するまで、または支援するため、町が設置した防災備蓄倉庫内の資機材の内容、使用方法等について周知しておくものとする。

5 非常時及び災害時の活動

情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- ・防災行政無線（固定系）施設の活用

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

出火防止及び初期消火

家庭にたいしては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツなどを使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施するとともに、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

避難の実施

町長、警察官等から避難命令が出された場合には、町民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施にあたっては、次のことを留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないことを確認しながら実施する。

- ・市街地 火災、落下物、危険物、路面凍結
- ・山間部・起伏の多いところ がけ崩れ、地すべり、雪崩、吹き溜まり、路面凍結
- ・低地 浸水、溜まり水凍結

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難路は1ルートだけでなく複数の道をあらかじめ検討しておく。特に、冬期は積雪や路面凍結で足元が危ないので、十分に注意を払う必要がある。

イ 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意する。

ウ 高齢者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織は、町が実施する救援物資の配布活動に協力する。